



国鉄千葉動力車労働組合

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

1989.1.6 No. 2952

責任のがれを許すな!!

動労千葉申12号(申入書)に対する回答又は見解

12月22日

千葉支社

1. 総武・中央緩行線の運転時分については、「12月1日ダイ改」以前の運転時分に戻すこと。

・今回の運転時分見直しは、総武線運用車両の101系から103系化に併せ、車両性能及び力行時分等を精査したなかで、実施したものである。なお、寒気の到来による着ぶくれと西船橋構内の徐行等の関係により、11月下旬から遅れが発生しているが、客扱い要員の増配置などで、その防止に努めているところである。

2. 通勤電車の力行区間を示す標識については、従前の位置に戻すこと。

・基準運転時分を再精査した結果、諸標識を整備したものである。

3. この間、制限速度の引き上げた箇所については、以前の速度制限に戻すこと。

・「速度制限」については、線路条件等を勘案して定めてある。

4. 津田沼運転区において、ATSの取り扱いについて短期間に再三変更した理由を明らかにすること。

・ATSの取扱いについては、基本的には、従来と同じ扱い方であり、再三変更した事実はない。

動労千葉はこの間、東中野駅事故・ATS取り扱いに関する問題で、三回の団体交渉をおこなつてきた。しかし、当局の対応は、主管課(車務課)が参加せず、いわば門外漢の者だけで、開き直るというやり方(第一回目、十二月二二日)、

動労千葉の強い要求によつて車務課指導係長が出席するが、われわれの追及に、終始ひと言も答えられず(答えず?)立往生(第二回目、十二月二七日)といふ責任回避に終始する一片の誠意もないものであった。

組 十月二十四日付「ATSの取り扱いについて」のなお書きにおいて、「輸送混亂時には、その信号機の閉そく区内に停止すること」と、停止信号を越えて内方に停止するという、危険きわまりない指導をおこなつたのはどういうことか。当 そのような主旨ではな

い。設定された第三回目団交(十二月三〇日)は、次のとおり、まさにあきれはてて言葉も出ないような代物であつた。

動労千葉申13号(申入書)に対する回答又は見解

12月22日

千葉支社

1. 場内及び閉そく信号機の取り扱いについて

・過去の信号違反事故に鑑み「ATSの正しい取扱い」を、再度周知徹底したものであり、なお書き以下については、停止信号の外方に相当な距離をとて停止した場合や、車両接触限界(クリアランス)を冒して停止している状態において、その列車を異動できるにも拘らず移動しないために、更に列車の遅延と増大とか輸送の混乱を大きくしてしまうことになる。この状態を避けるために停止信号機の50M手前まで進行することを周知させたものである。なお、一部に読み間違えやすい表現があつたために引き続き指導徹底を図っている。

(1) 「輸送混乱とは」どういうことなのか、また「輸送阻害を増大させるとは」について、具体的に明らかにすること。(2) 場内信号機及び閉そく信号機で、「当該信号機に近づき」とは、どういうことか、また「その信号機の閉そく区内に停止する」について、具体的に明らかにすること

・「ATSの取扱い」に関しては、運転取扱心得及び動力車乗務員作業標準のほか、千葉支社における独自の指導により徹底している。

2. ATSの具体的な取り扱い規定は、どのようにになっているか明らかにすること。

・運転取扱いに関する規定等の教育・訓練は動力車乗務員に登用する時点で行っている。その後、規定の変更があれば枠内または枠外訓練において教育し、周知徹底を図っている。なお、簡易な内容については、掲示、点呼等の場を利用することもある。

組 それではなぜ十二月二一日付でまた新しい指導文書を現場におろしたのか。十月二十四日付文書を撤回した理由は何か? 当 撤回してはいない、両方の文書が生きている。ただ十月二十四日付文書には、間違いやすい表現があつただけである。

組 「運心」の文言規程で「閉そくする区間を『閉そく区間』という」と明確にうたわれているが、これは信号の内方のことではないのか? 組 だとすれば、先ほど当局が主張した主旨からすれば、十月二十四日付文書は完全な間違いではないか。当 間違つてはいない。組 当局の主張と「運心」の規程は真向うから対立する内容ではないか。組 自らの否を認めて撤回すべきだ。当 撤回するつもりはない。間違つてはいない。

東中野・ATS問題で団交

い。停止信号の五〇メートル手前で停止することを再確認しただけである。

組 「その信号の閉そく区間内」とは明らかにその信号が防護する区間、内方のことではないことではないか。

組 「閉そくする区間を『閉そく区間』という」と明確にうたわれているが、これは信号の内方のことではないのか?

組 それは内方のことだ。などと、そんな主旨ではないのではないか。

組 それは内方のことだ。などと、そんな主旨ではない。